

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名及び法人番号	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に 係る支出負担行 為のない意思決定 の日	公益法人 の区分	国認定、都 道府県認定 の区分	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出 の有無
										有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会 2010005005066	555,491,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等 補助金	平成27年7月9日	公財	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会 2010005005066	186,633,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等 補助金	平成27年7月15日	公財	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会 2010005005066	47,337,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等 補助金	平成27年7月28日	公財	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会 2010005005066	10,746,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等 補助金	平成27年7月30日	公財	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会 2010005005066	148,986,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等 補助金	平成27年8月4日	公財	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会 2010005005066	1,053,442,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等 補助金	平成27年8月17日	公財	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会 2010005005066	371,417,000 (現額交付決定後の額 初回交付決定額は 429,007,000)	一般会計	無線システム普及支援事業費等 補助金	平成28年1月20日 (減額交付決定日。 初回交付決定日は 平成27年8月17日)	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会 2010005005066	201,102,000 (現額交付決定後の額 初回交付決定額は 224,756,000)	一般会計	無線システム普及支援事業費等 補助金	平成28年1月20日 (減額交付決定日。 初回交付決定日は 平成27年7月9日)	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会 2010005005066	290,735,000 (現額交付決定後の額 初回交付決定額は 330,735,000)	一般会計	無線システム普及支援事業費等 補助金	平成28年1月22日 (減額交付決定日。 初回交付決定日は 平成27年7月9日)	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有

総務省	電波遮へい事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会 2010005005066	296,953,000 (現額交付決定後の額 初回交付決定額は 319,994,000)	一般会計	無線システム普及支援事業費等 補助金	平成28年1月22日 (減額交付決定日。 初回交付決定日は 平成27年8月17日)	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会 2010005005066	475,048,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等 補助金	平成28年2月18日	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会 2010005005066	236,218,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等 補助金	平成28年2月23日	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。